

鎌ヶ谷市における「地域生活支援拠点等」

説明資料

令和4年3月作成

鎌ヶ谷市障がい福祉課



1. 地域生活支援拠点等の整備の目的	3 ページ
2. 地域生活支援拠点等の5つの機能	3 ページ
3. 整備までの経緯	4 ページ
4. 鎌ヶ谷市での整備	5 ページ
5. 最重要課題である緊急時対応の考え方について	6 ページ
A) 「緊急時」の定義と共有	
B) 緊急時の支援の流れの明確化とコーディネーターの設置	
C) 緊急時前の状況把握と支援	
D) 緊急時及び緊急時前の支援に対する市内全事業所の協力	
6. 整備前の緊急時支援のイメージ	10 ページ
7. 整備後の緊急時支援のイメージ	11 ページ
8. 事前登録制度のイメージ	12 ページ
9. 拠点の機能を担う事業所の登録と登録に伴う加算について	13 ページ

1. 地域生活支援拠点等の整備の目的

障がい者(児)の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、居住支援のための下記5つの機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者(児)の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。

2. 地域生活支援拠点等の5つの機能

機能	内容
①相談	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業ともに地域定着支援を活用して <u>コーディネーター</u> を配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能
②緊急時の受け入れ対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状況変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
③体験機会・場の提供	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
④専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な者や行動障がいを有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
⑤地域の体制づくり	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用して <u>コーディネーター</u> を配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

3. 整備までの経緯

地域生活支援拠点等の整備は、市町村・都道府県が作成する障害福祉計画・障害児福祉計画の国が定める基本指針（※）に位置づけられています。①平成27年度～平成29年度の第4期障害福祉計画の指針では「平成29年度末までに各市町村又は各障害福祉圏域に少なくとも1つを整備すること」とされ、以降②平成30年度～令和2年度の第5期障害福祉計画の指針では「平成32年度末までに各市町村又は各障害福祉圏域に少なくとも1つを整備すること」、③令和3年度～令和5年度の第6期障害福祉計画の指針では「令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする」とされています。

※「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）」



鎌ヶ谷市では、「第5期鎌ヶ谷市障がい福祉計画・第1期鎌ヶ谷市障がい児福祉計画」において「平成32年度（令和2年度）までに、市内に1箇所整備します」と目標を掲げ、令和2年度中に整備を行い、令和3年度から「相談機能」の一部からスモールスタートを切っています。



各事業所・関係者の協力のもと「令和4年3月から」の本格実施を目指します

4. 鎌ヶ谷市での整備

鎌ヶ谷市においては、複数の事業所の連携により必要な機能を確認する「面的整備型」を進めています。（⇔「多機能拠点整備型」必要な機能を特定の施設に集約する方法）

令和4年3月～
本格実施

STEP 1 緊急時対応（相談体制/緊急時の受け入れ対応）

まず、緊急時のコーディネートを担う事業所として基幹相談支援センター「えがお」を指定し、緊急時を中心とした①相談体制、②緊急時の受け入れのための調整機能を整備します。また、この整備に併せて緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握するための「事前登録制度」をスタートさせます。

STEP2・3は
順次拡充

STEP 2 体験の機会・場の提供

次に、「事前登録制度」に登録した障がい者（児）で短期入所などのサービスを利用していない方が、サービスを体験することができる③体験の機会・場の提供の整備を進めていきます。

STEP 3 専門人材の確保・養成／地域の体制づくり

さらに、地域全体で支える体制をより効果的に進めるため、今後④専門的人材の確保・養成や、⑤地域の体制づくりに取り組んでいきます。

5. 最重要課題である緊急時対応の考え方について

STEP 1 緊急時対応（相談体制/緊急時の受け入れ対応）



鎌ヶ谷市では、既存の地域資源を地域生活支援拠点という切り口で整理することで緊急時の支援を「より適切かつスムーズ」に行うためのシステム作りと考えています

「より適切かつスムーズ」に行うための取組

- A) 「緊急時」の定義と共有
- B) 緊急時の支援の流れの明確化とコーディネーターの設置
- C) 緊急時前の状況把握と支援
- D) 緊急時及び緊急時前の支援に対する市内全事業所の協力

A) 「緊急時」の定義と共有

地域生活支援拠点等に対応する「緊急時」を

「介護者が急病、入院、死亡等のやむを得ない理由により、不在もしくはそれに近い状態になり、障がい者等が居宅で生活することができず、緊急一時的な保護が必要な状況」

と定義します。

例えばこんなケース

Aさん 年齢：47歳 知的障がい（A1）

長年母親と2人暮らしをしていたが、半年前から母親が病気になり今回緊急入院となった。普段障害福祉サービスは利用しておらず、遠方に親戚がいることが分かったが、すぐには対応できない。単身で生活することは難しく、本人も夜間一人で過ごすことに不安を訴えている。

↓ 緊急時支援 ↓

安全面の確保を最優先として、緊急一時的な支援を行う必要があると判断し、短期入所の利用を調整した。

B) 緊急時の支援の流れの明確化とコーディネーターの設置

これまで、緊急時の対応については、明確な流れがなく、その都度の対応となっていました。
【10ページ「6.整備前の緊急時支援イメージ」参照】

緊急時の受け入れ先となる短期入所事業所を事前に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として登録することで、緊急時の受け入れ先調整をよりスムーズに行えるようにします。

また、基幹相談支援センターを緊急時の相談のコーディネーターとして指定することで、必要に応じて適切なアドバイスを行える体制を構築します。

【11ページ「7.整備後の緊急時支援イメージ」参照】

C) 緊急時前の状況把握と支援

緊急時の対応で困難になる、障害者手帳などはお持ちでも、サービスなどを利用していないために、詳しい状況を把握できない「情報なし」の方を極力減らすために、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握するための「事前登録制度」をスタートさせます。

【12ページ「8.事前登録制度のイメージ」】

また、事前登録をした方については、優先度の高い方から基幹相談支援センターでアセスメントを行い、必要に応じて「体験の機会・場の提供」につなげていきます。

D) 緊急時及び緊急時前の支援に対する市内全事業所の協力

今回の地域生活支援拠点等の考え方は、これまでの相談や短期入所の考え方と大きく変わるものではありません。緊急時にこれまで以上にスムーズに必要な支援につなげていけるかが要になります。

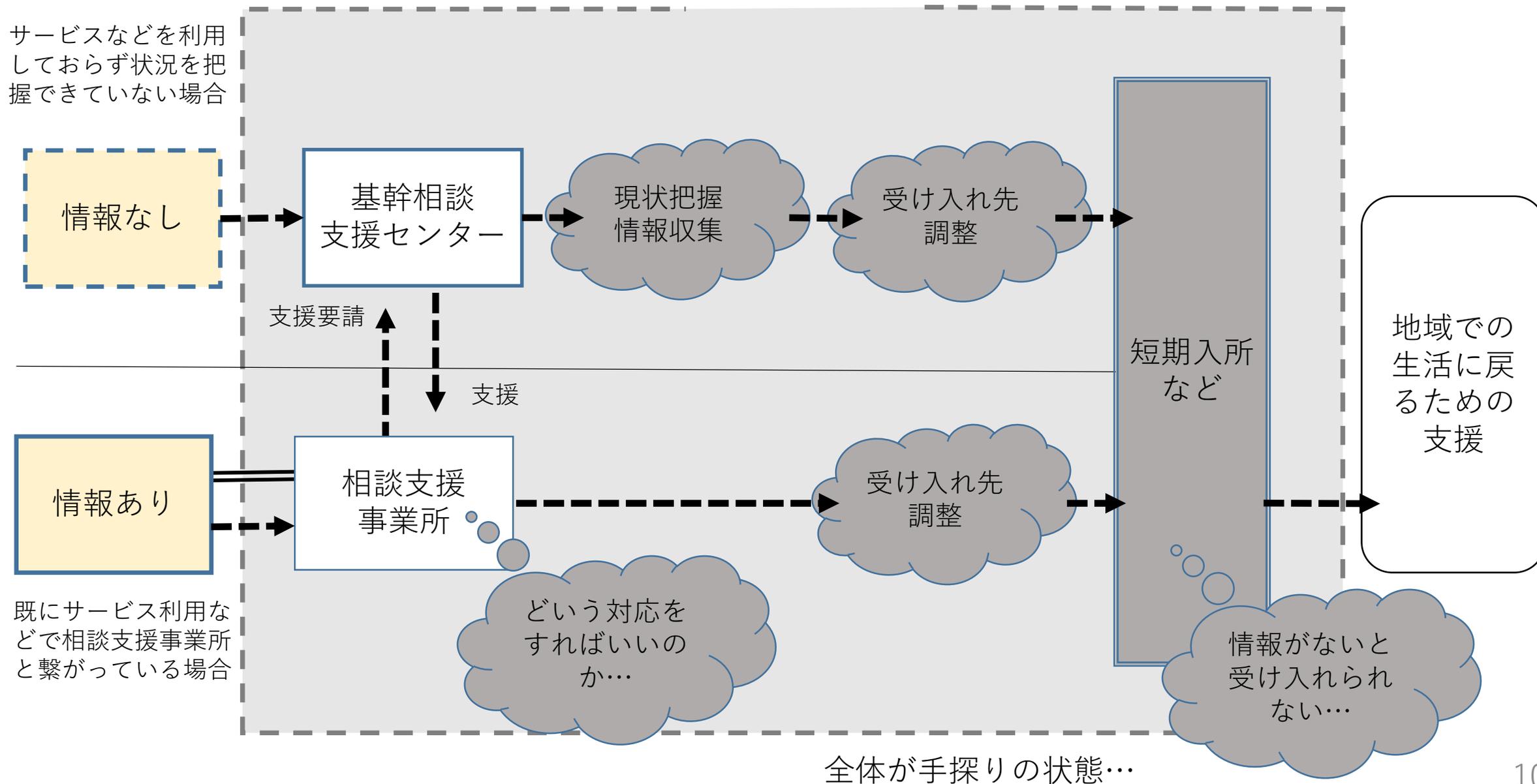
また、緊急時の支援が必要となったご本人はもちろん、緊急時に対応することになった「誰か」が困ることがないようにするためのシステムでもあります。

鎌ヶ谷市では、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所だけではなく、市内全事業所が地域生活支援拠点等の活動に協力いただくことで、文字通り「地域で支える体制」を築いていきたいと考えています。

各事業所をはじめ、関係者の皆様には本趣旨をご理解いただきご協力をお願いいたします。

6. 整備前の緊急時支援のイメージ

緊急時支援



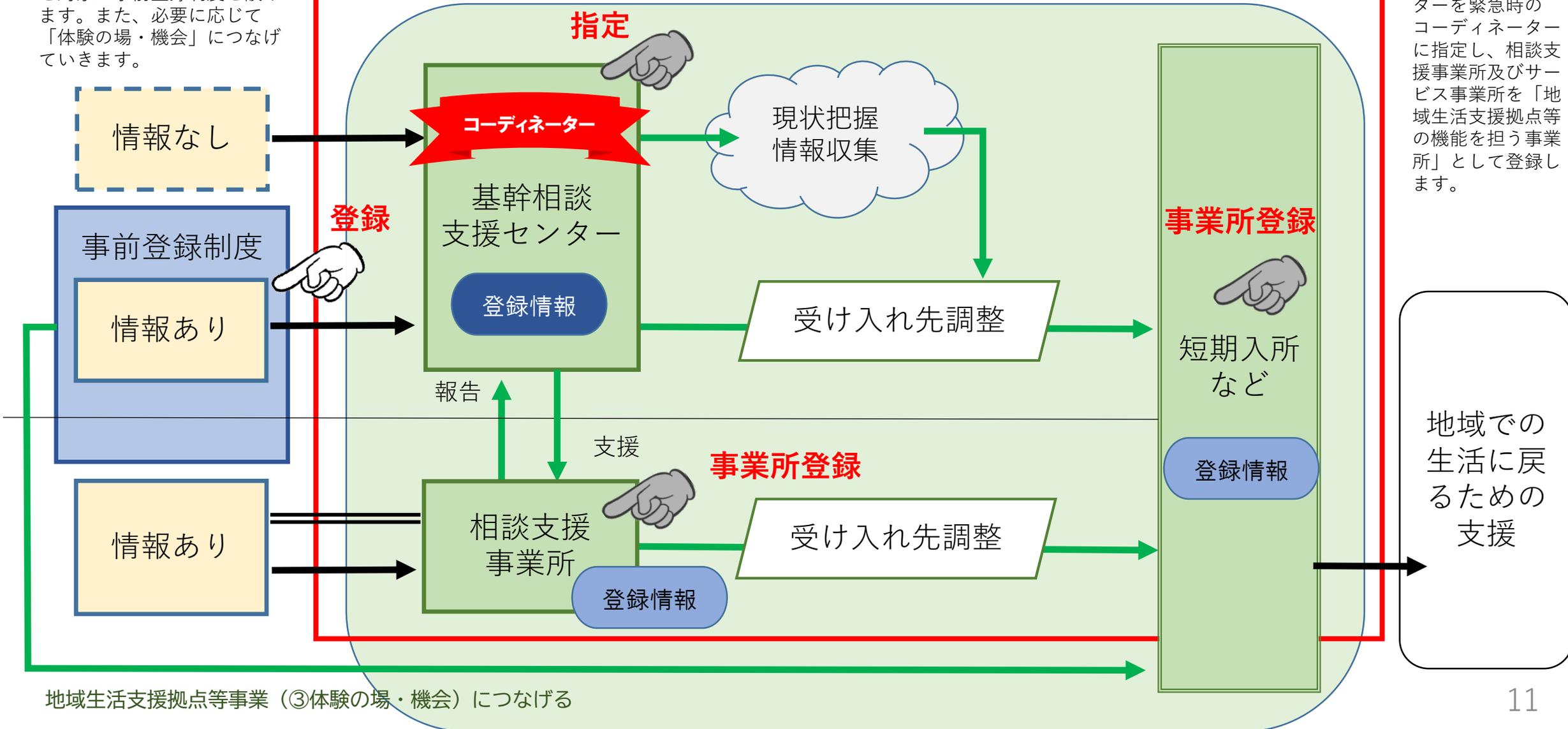
7. 整備後の緊急時支援のイメージ

緊急時支援

緊急時の対応をスムーズに行うためリスクが高い方を対象に事前登録制度を設けます。また、必要に応じて「体験の場・機会」につなげていきます。

地域生活支援拠点等事業 (①相談機能 ②緊急時の受け入れ・対応の機能)

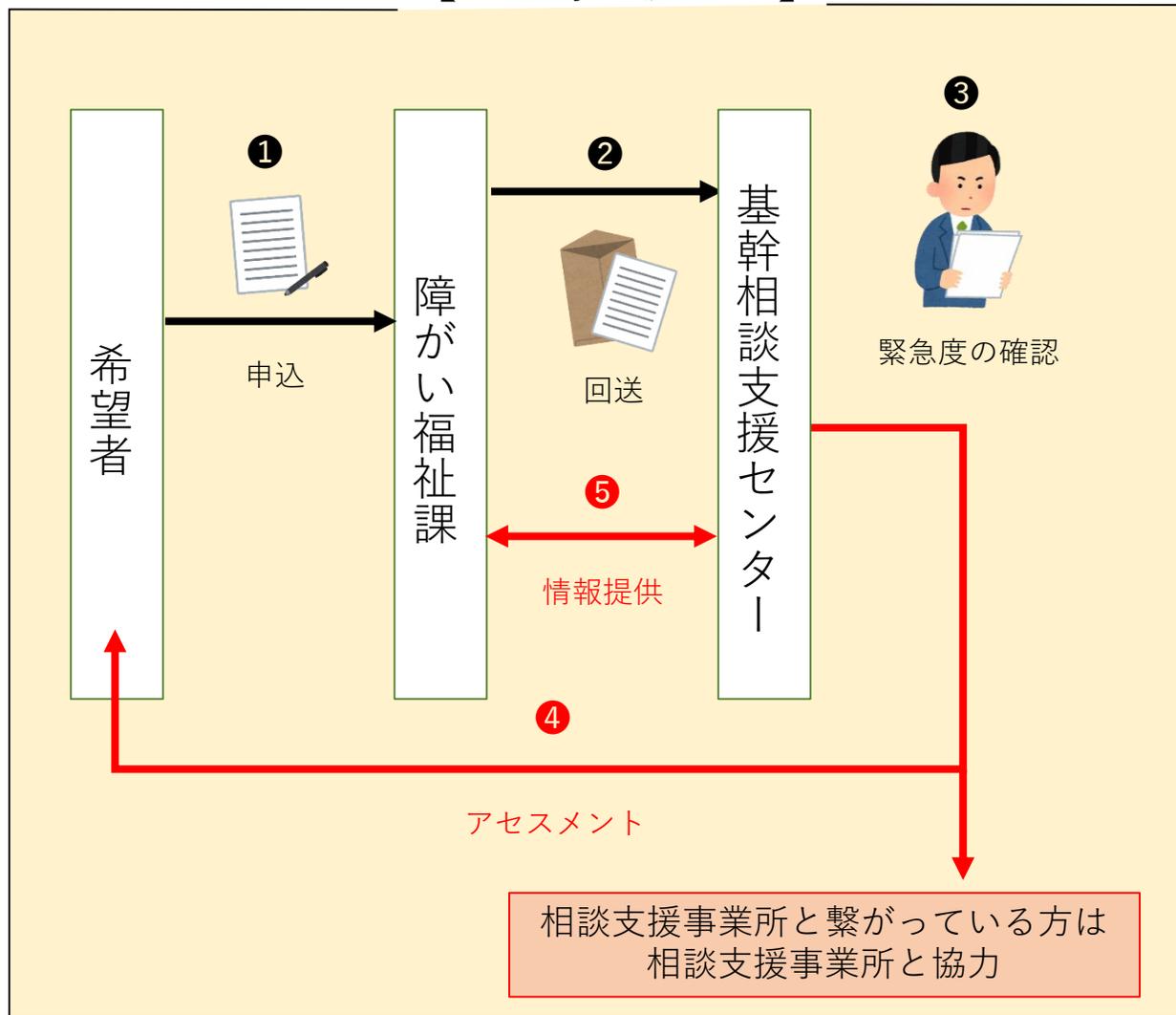
緊急時の相談、受け入れをスムーズに行うため基幹相談支援センターを緊急時のコーディネーターに指定し、相談支援事業所及びサービス事業所を「地域生活支援拠点等の機能を担う事業所」として登録します。



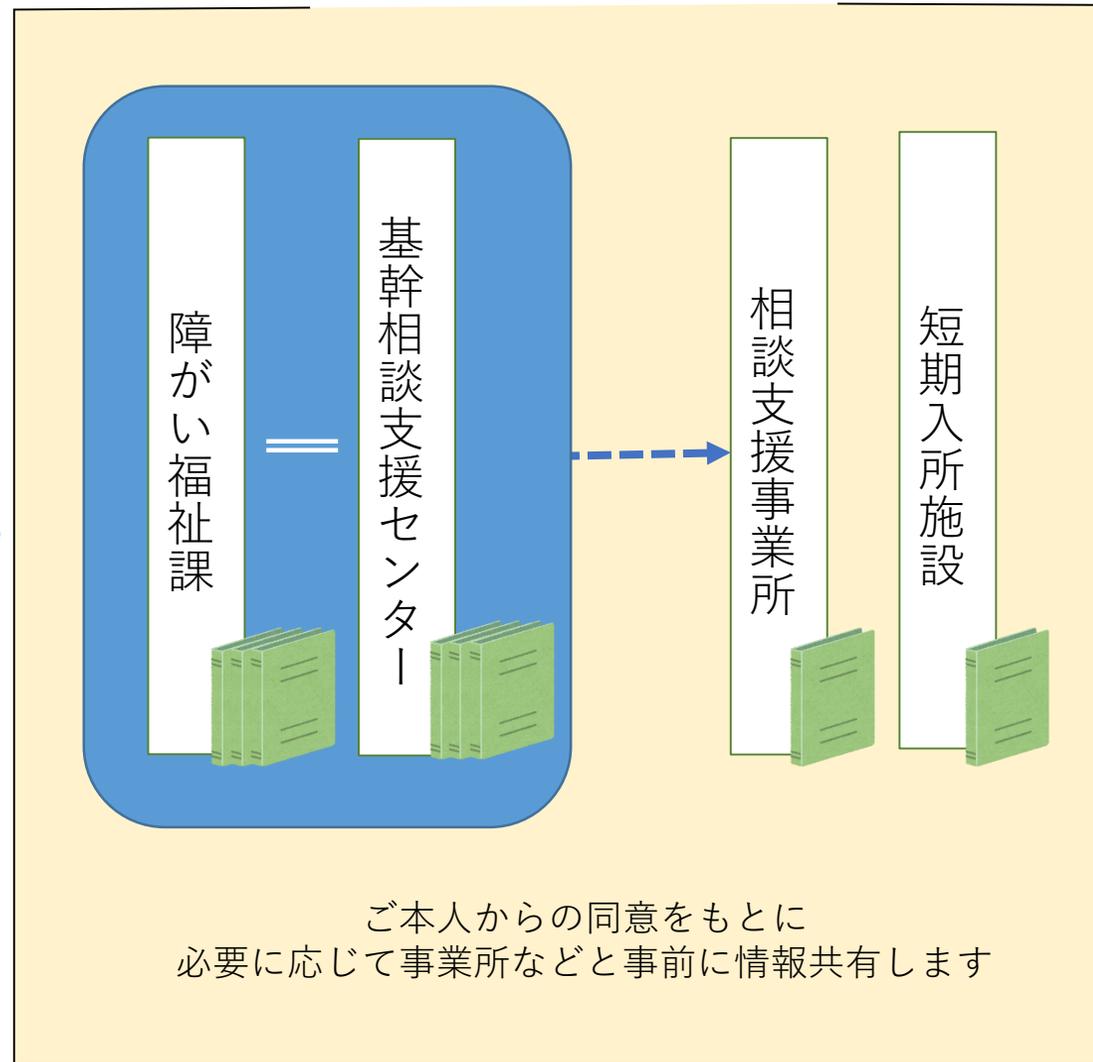
地域生活支援拠点等事業 (③体験の場・機会) につなげる

8. 事前登録制度のイメージ

【 登録の流れ 】



【 登録情報の共有 】



9. 拠点の機能を担う事業所の登録と登録に伴う加算について

■ 事業所の登録

登録の有無に関わらず地域生活支援拠点等を地域全体で支えていきます！

- ① 地域生活支援拠点等の機能を担う旨を「運営規程」に規定し、鎌ヶ谷市に届出書を提出してください。
- ② 鎌ヶ谷市で受理後、事業所登録名簿に登載し登録完了となります。
- ③ 拠点に係る加算を算定する場合は、登録後に千葉県に加算に関する届出書を提出してください（指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所は市に提出）。

○ 相談

対象事業	加算の名称 【加算単位】	加算の内容	地域生活支援拠点等として 位置づけられることによる 加算
計画相談支援 障害児相談支援	地域生活支援拠点等相 談強化加算	緊急に支援が必要な事態が生じた利用者に対して、本人又は家族からの要請に基づき速やかに指定短期入所事業所に対して必要な情報の提供や利用に関する調整を行った場合算定。 ※平成30年度新設	+700単位/回 (月4回を限度)

相談支援事業所で
緊急時対応をした場合に加算

○ 緊急時の受け入れ対応

対象事業	加算の名称 【加算単位】	加算の内容	地域生活支援拠点等として位置づけられることによる加算
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	緊急時対応加算 【100単位/回】	利用者又はその家族から要請に基づき「居宅介護計画」等に位置付けられていない「居宅介護」等を緊急（要請から24時間以内）に行った場合に月2回を限度として加算する。 ※令和3年度新設	+50単位/回
自立生活援助	緊急時支援加算（Ⅰ） 【711単位/日】	利用者の障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に加算する。 ※令和3年度新設	+50単位/日
地域定着支援	緊急時支援費（Ⅰ） 【712単位/日】	利用者の障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定する。 ※令和3年度新設	+50単位/日
短期入所支援 重度障害者等包括支援 （短期入所を実施した場合）	緊急時の受け入れに限らず加算	地域生活支援拠点等である場合の加算 ※令和3年度新設	利用者全員について、利用を開始した日に算定 +100単位

訪問系サービス事業所で緊急時対応をした場合に加算

緊急時の受け入れに限らず加算

緊急短期入所受入加算、定員超過特例加算は、拠点の機能を担わなくても加算対象

○体験機会・場の提供（1）

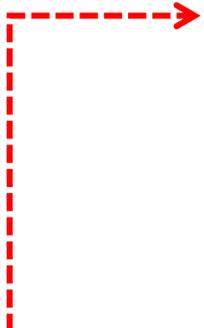
対象事業	加算の名称 【加算単位】	加算の内容	地域生活支援拠点等として位置づけられることによる加算
地域移行支援	障害福祉サービスの 体験利用加算 (Ⅰ)【500単位/回】 (Ⅱ)【250単位/回】	施設等の入所者等が障害福祉サービス事業の体験的な利用支援を行った場合に、5日以内の期間(Ⅰ)を、6日以上15日以内に限り(Ⅱ)を算定する。※平成30年度見直し	+50単位/回
(障害者支援施設などで実施している) 生活介護 自立訓練 就労継続支援 (A型・B型) 就労移行支援	障害福祉サービスの 体験利用支援加算 (Ⅰ)【500単位/回】 (Ⅱ)【250単位/回】	施設に入所している利用者が、地域移行支援により、他の障害福祉サービスの体験利用を行う場合に、入所事業所が①又は②のいずれかの支援を行った場合に算定できる加算する。 ①体験的な利用支援の利用日に昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合 ②障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合 ※平成30年度見直し	+50単位/日

地域移行支援に関わる加算

地域移行に係る「送り出し」の支援の評価

○体験機会・場の提供（２）

対象事業	加算の名称 【加算単位】	加算の内容	地域生活支援拠点等として位置づけられることによる加算
地域移行支援	体験宿泊加算（Ⅰ） 【３００単位/日】	単身での生活に向けた体験的な宿泊支援を行った場合に、体験宿泊加算（Ⅰ）＋（Ⅱ）を合計して１５日以内に限り算定する。 ※平成３０年度見直し	＋５０単位/日
	体験宿泊加算（Ⅱ） 【７００単位/日】	単身での生活に向けた体験的な宿泊支援を行い、 <u>かつ夜間及び深夜の時間帯を通じて人員を配置するなど必要な見守り等の支援を行った場合に</u> 、体験宿泊加算（Ⅰ）＋（Ⅱ）を合計して１５日以内に限り算定する。 ※平成３０年度見直し	＋５０単位/日
施設入所支援	体験宿泊支援加算	施設利用者が地域移行支援により宿泊体験を利用する場合で、支援員が地域移行支援事業者との連絡調整等の相談支援を行った場合に算定する。 ※平成３０年度新設	＋１２０単位/日



地域移行に係る「送り出し」の支援の評価

地域移行支援に関わる加算

○地域の体制づくり

対象事業	加算の名称 【加算単位】	加算の内容	地域生活支援拠点等として位置づけられることによる加算
計画相談支援 障害児相談支援	地域体制強化共同支援 加算	拠点等事業所の相談支援専門員が、他の福祉サービス事業者と支援困難事例等についての課題検討及び情報共有等を行い、地域課題を整理した上で協議会等に報告を行った場合に算定。算定にあたっては、月に1回が限度。 ※平成30年度新設	+2,000単位/回

課題解決に向けて共同で対応
した場合に加算

○専門的人材の確保・養成

重度障害者支援加算は、拠点の機能を担わなくても加算対象

- 日中一時支援事業（市独自の加算）

→ 緊急時対応加算 500円/日（拠点の場合） ② 緊急時の受け入れ対応機能

拠点等を担う日中一時支援事業事業所について、緊急時において受入れを行った場合に、7日以内に限り算定。